

平成23年表における調整項の取扱いについて

1 平成17年表までの取扱い

調整項は、国内生産額が税込みで表章されている一方で、輸出については免税措置が採られていることに伴う行方向の内訳と合計の不整合を解消するため、輸出業者を経由する輸出品の国内取引に係る消費税（仕入過程で支払われるものの後日還付される。）を計上する部門として、平成2年（1990年）表から作表上の技術的項目として設けられたものであり、概念・定義等については、平成17年表まで以下のように扱ってきた。

〔概念・定義〕
 輸出品について、消費税は免税であるが、輸出品の国内における取引過程で消費税が課税されるため、輸出業者は輸出品の国内における取引過程で課された消費税の還付を受ける仕組みとなっている。
 当該商品の国内生産額では、このような還付分を含んで計上しているが、輸出額は還付分を控除した形で計上されており、本部門で還付分を計上する。

〔推計方法〕
 次式により、普通貿易の輸出額（生産者価格）に輸出業者を経由する割合（以下「輸出業者経由割合」という。）を乗じ、さらに消費税率（5%）を乗じて算出する。

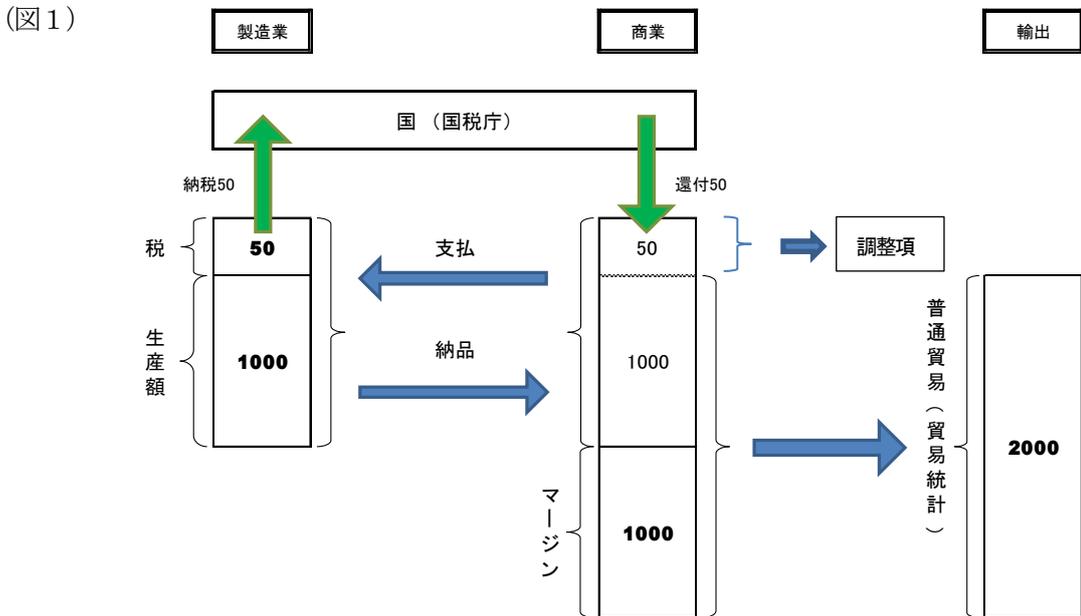
$$\left[\text{「調整項」} = \text{「輸出（普通貿易）」} \left(\text{生産者価格} \right) \times \text{「輸出業者経由割合」} \times 5/100 \right]$$

〔表章方法〕
 輸出に関する部門という観点から、取引基本表上、最終需要部門における「輸出計」の内訳として表章する。

【実際の取引における調整項の考え方】

実際の取引では、普通貿易の輸出は免税であり、輸出業者経由の輸出の場合、輸出業者が生産者から財を仕入れた際に支払った消費税は、最終的に輸出業者が還付を受ける。（図1）

〔取引例〕 生産者がある商品Aを1,000（税込1,050）で生産して輸出業者に販売、輸出業者はマージン1,000を加えて2,000で海外に輸出した場合。（生産者は、消費税を50納付し、輸出業者は、後日仕入の際に支払った消費税分の50の還付を受ける。）



2 平成23年表において当初想定していた調整項の取扱い

前記1に記載した平成17年表までの取扱いに対して、平成23年表においては、当初、次の2点の変更を行うことを想定していた。

- ① 「輸出計」の内訳から「国内最終需要計」の内訳に表章位置を変更する。
- ② 各行部門に計上された調整項の金額の合計を「卸売」で一括控除（相殺）する。

【変更①：「輸出計」の内訳から「国内最終需要計」の内訳への変更】

〔変更理由〕

「調整項」は、輸出に関連して発生する額を計上する部門ではあるが、その実態は、国内流通の過程で発生するものである。したがって、「輸出計」を、本来の輸出に関する額に純化するためには、「調整項」を「輸出計」の内訳に含めておくことは適切とは言えないと考えられたため。

しかし、この変更により、速報の各種統計表の作成過程において、以下のような影響が生じた。

(1) 逆行列係数計算上の扱い

逆行列係数（ $[I - (I - \hat{M}) A]^{-1}$ 型）を計算する際に用いる輸入係数は、分母が中間需要と国内最終需要の合計であり、取引額の内数として輸入が配分される可能性のある部門の合計である。

そのため、調整項を輸出計から国内最終需要の内訳に変更した場合、分母に調整項の額が含まれることになる。しかし、調整項については、概念上、内数として輸入額が配分されることはない。

そのため、特段の手当をしなければ、分母が過大になり、その結果、輸入係数が過小となってしまう。

そこで、速報においては輸入係数の計算の過程で、分母から調整項の額を除いて計算を行った。

(2) 最終需要項目別の誘発額の計算上の扱い

最終需要項目別の各種誘発額の計算においても、国内最終需要の項目については自給率（単位行列－輸入係数行列）を乗じる必要があるところであるが、調整項については、 $[I - (I - \hat{M}) A]^{-1} \times$ 自給率×調整項ではなく、 $[I - (I - \hat{M}) A]^{-1} \times$ 調整項によって算出した。

(1)及び(2)については、結局、調整項を「輸出計」に含めていた際と同じ計算式で対応することとなった。

(3) 推計結果の表章上の扱い

ア 長期時系列データを描くときの組替えの必要性

長期時系列に関する資料を作る際、平成2年表以降について、調整項の額を輸出計から国内需要に移す作業が必要になった。（基本的なトレンドは変わらないが、例えば、平成2年の輸出について、調整項を含む輸出計では対前回比プラスであるのに対し、調整項を含まない輸出計ではマイナスになるという違いが生じた。

イ 13部門分類（ひな型）における単独表章

調整項は、従前「輸出計」に含まれていたことから、13部門分類の統計表においては単独で表章されることはなかった。しかし、国内最終需要の既存の内訳項目では、調整項を包含する部門が存在しないことから、13部門分類の統計表上においても、調整項を単独表章することとなった。

ウ 消費・投資の区分における扱い

国内最終需要については、大きく「消費」「投資」に分かれるところであり、それぞれ、次のように区分している。

〔消費〕 家計外消費支出、民間消費支出、一般政府消費支出

〔投資〕 国内総固定資本形成、在庫純増

ただし、「調整項」はそのいずれにも属さないため、国内最終需要の内訳を「消費」「投資」の2区分でみた場合、内訳の合計との間に調整項分の差違が生じることとなった。

(4) 今後の方向性

上記(1)～(3)の影響があるものの、当初の変更理由を考えると、変更①については、確報においても、このまま継続してはどうか。

【変更②：調整項の金額の合計を「卸売」で一括控除する】

〔変更理由〕

調整項として計上された額は、輸出品の国内取引過程で発生する消費税相当額であり、税の仕組上、最終的に商社（卸売）に還付されるものである。これを踏まえると、最終需要部門に調整項の金額を残しておくことは、GDP相当額が過剰推計になっているのではないかという疑問が生じているため。

(1) 当初の対応案及びそれに伴う支障

上記理由により、平成23年表速報においては、各行部門に計上された調整項の額の合計を卸売で一括控除し、最終的に調整項のCTを0円にすることを予定していた。

具体的には、最終需要部門において、各行の調整項に計上される額の合計値を〔行〕卸売×〔列〕調整項の交点において一括控除し、同様に、〔列〕卸売×〔行〕営業余剰の交点においても一括控除することにより、最終需要と粗付加価値の二面等価を図ることとしていた。

しかし、調整項のCTを0円にしたことにより、以下のような支障が生じた。

- ・最終需要項目別誘発額及び依存度の複数行に多数かつ多額のマイナスが立つ
- ・最終需要項目別誘発係数が計算不能になる（計算の分母となる調整項のCTが0円であるため。）

(2) 速報での取扱いと今後の方向性

そのため、平成23年表（速報）においては、変更②については見送り、従前どおり調整項のCTを計上する表章を採用するとともに、産業連関技術会議において有識者の御意見を徴した上で、3月までに確報における扱いを決めることとした。

3 平成23年表（確報）における調整項の取扱い

（案1）従前どおり、調整項のCTを計上する。

- ・時系列比較上一貫性があり、各種係数も安定的
- ・GDP相当額が過大になるという疑問は解消されない

（案2-1）調整項のCTを0（卸売との交点で相殺）にし、卸売のCT・営業余剰を減額する。

- ・GDP相当額が過大になるという疑問が解消される
- ・卸売のCTは過小となる
- ・各種係数（最終需要項目別誘発関係）が不安定になり、係数が持つ意味の説明が極めて困難

（案2-2）調整項のCTを0（卸売との交点で相殺）にし、卸売の自部門交点に相殺分を計上・営業余剰を減額する。

- ・GDP相当額が過大になるという疑問が解消される
- ・卸売のCTは過小とならない
- ・各種係数（最終需要項目別誘発関係）が不安定になり、係数が持つ意味の説明が極めて困難

（案3）調整項CTの相殺を第4象限を用いて行う。

- ・GDP相当額が過大になるという疑問が解消される
- ・通常用いない第4象限を用いた特殊な扱いとなる